

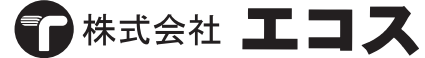
証券コード 7520

2024年5月1日

(電子提供措置の開始日 2024年4月30日)

株 主 各 位

東京都昭島市中神町1160番地1



株式会社 **エコス**
代表取締役 平 邦 雄
社長執行役員

第59回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト
に「第59回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載して
おります。

【当社エコスグループウェブサイト】 <https://www.eco-s.co.jp/finance/>

また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書
類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、書面又はインターネット等による議決権行使の方法は、本招集通知3頁から4頁までに
記載のとおりですので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のう
え、2024年5月21日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げ
ます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都立川市錦町1丁目12番1号 ホテル日航立川 東京 3階アトランティック
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのな
いようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会
計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会資料の電子提供制度にかかる当社の対応について】

2022年9月1日施行の改正会社法に基づく株主総会参考書類等の電子提供制度の開始に伴い、2023年3月1日以降に開催される株主総会にかかる株主総会参考書類等については、当社エコスグループウェブサイトアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくことを原則とし、例外的に書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面で株主総会参考書類等をお送りすることになります。

しかしながら、2024年5月に開催予定の当社第59回定時株主総会にかかる株主総会参考書類等につきましては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお届けいたしました。株主総会参考書類等の内容の一部は、法令及び定款により認められる範囲で従前どおりウェブサイトでの開示とさせていただきます可能性がありますので、予めご了承ください。

<電子提供制度に関するお問い合わせ先>

三菱UFJ信託銀行 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル 0120-696-505 (通話料無料)

(受付時間：土・日・祝日を除く平日、午前9時から午後5時まで)

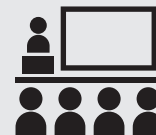
<https://www.tr.mufj.jp/daikou/denshi.html>

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年5月22日（水曜日）午前10時



■ 株主総会にご出席いただけない場合

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年5月21日（火曜日）午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2024年5月21日（火曜日）午後6時まで



スマートフォンをご利用の株主様



同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年5月21日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合もございます。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

機関投資家の皆様へ 議決権電子行使プラットフォームのご案内
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027 受付時間:午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定配当の継続を基本方針としております。

第59期につきましては、当期の業績や財務状況を勘案し、前期の普通配当55円に代えて、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、672,062,220円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年5月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
1	たいら くに お 雄 平 邦 雄 (1968年6月12日生)	1,561,100株	1991年4月 株式会社ダイエー入社 1994年10月 当社入社 取締役 1999年5月 当社常務取締役企画室長兼開発本部副本部長 2000年1月 当社常務取締役第一販売事業部長 2002年11月 当社常務取締役営業本部長 2004年5月 当社専務取締役営業本部長兼物流部管掌 2005年5月 当社取締役副社長兼営業本部長 2006年3月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2010年9月 当社代表取締役社長 2022年5月 当社代表取締役社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社たいらや代表取締役会長 株式会社与野フードセンター代表取締役会長 株式会社マスダ代表取締役会長 株式会社平成取締役
〔取締役候補者とした理由〕 平邦雄氏は、当社エコスグループの経営指揮を執り、企業経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しております。当社エコスグループの成長と更なる企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。			
2	たいら のり こ 平 典 子 (1966年2月27日生)	268,100株	1995年8月 当社入社 2011年9月 当社取締役営業本部副本部長 2012年3月 当社常務取締役営業本部副本部長 2012年5月 株式会社たいらや常務取締役 2013年5月 同社専務取締役 2014年3月 同社代表取締役社長（現任） 2014年5月 当社取締役 2017年6月 当社取締役副社長 2022年5月 当社取締役副社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社たいらや代表取締役社長 株式会社平成取締役
〔取締役候補者とした理由〕 平典子氏は、当社子会社代表取締役社長を務め、経営者として豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社の株式数	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況
3	藤田昇三 (1948年8月1日生) (社外取締役)	1,500株	1976年4月 東京地方検察庁検事任官 2003年9月 佐賀地方検察庁検事正 2008年7月 最高検察庁裁判員公判部長 2010年6月 広島高等検察庁検事長 2010年12月 名古屋高等検察庁検事長 2011年8月 定年退官 2011年9月 弁護士登録 2012年6月 株式会社整理回収機構代表取締役社長 2015年10月 奥野総合法律事務所入所 2017年5月 当社取締役(現任) 2019年2月 藤田昇三法律事務所開設 (重要な兼職の状況) 文化シャッター株式会社社外取締役・監査等委員 三機工業株式会社社外監査役
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 藤田昇三氏は、高検検事長、整理回収機構代表取締役社長等の経験があり、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に中立的・客観的な視点から有効な発言を適宜行っております。また経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。取締役候補者いたしました。上記の理由から同氏には、今後も高度な知見に基づく経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の企業価値の持続的向上に貢献いただけることを期待しております。			
4	野原信広 (1968年12月12日生) (社外取締役)	2,400株	1991年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社 2007年3月 株式会社タチバナ・インダストリーズ設立 代表取締役(現任) 2015年4月 株式会社タンデム・デザイン設立 代表取締役(現任) 2016年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社タチバナ・インダストリーズ代表取締役 株式会社タンデム・デザイン代表取締役
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 野原信広氏は、企業経営者としての知識と高い見識に基づき、当社の経営に中立的・客観的な視点から有効な発言を適宜行っております。また経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。取締役候補者いたしました。上記の理由から同氏には、今後も豊富なビジネス経験を生かし、当社において業務執行から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 藤田昇三氏及び野原信広氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 責任限定契約

当社は藤田昇三氏及び野原信広氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の責任に基づく限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

(2) 独立役員

当社は藤田昇三氏及び野原信広氏を株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 藤田昇三氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
5. 野原信広氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
6. 各候補者の「所有する当社の株式数」については、2024年2月29日現在の状況であります。

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）は、以下のとおりであります。

氏名	企業経営・ 人事・人材	法務・ リスクマネジメント	財務・会計	マーケティング・ 営業	サステナビリティ
平 邦 雄	●		●		
平 典 子	●			●	
藤 田 昇 三		●			●
野 原 信 広	●			●	

以 上

1. 企業集団の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行で行動制限が解除される中、緩やかな回復傾向がみられました。一方、長期化する地政学的リスクを背景とした原油等のエネルギー資源や、穀物等の原材料価格が高止まりするなど、依然として不透明な状況で推移いたしました。

食品スーパーマーケット業界におきましては、原材料価格の高騰や円安進行に起因する物価上昇の中、消費者の購買行動における低価格志向は依然根強く、業種・業態を超えた競争もますます激化しており、厳しい経営環境が続きました。

このような環境の中、当社エコスグループはこれまでどおり食品スーパーマーケット事業に資源を集中し、経営方針である社は「正しい商売」を徹底し、企業価値の創造と持続的な成長に向けた店舗づくりに取り組んでまいりました。

店舗開発におきましては、2023年7月、栃木県塩谷郡高根沢町に「たいらや高根沢店」を、同年11月に栃木県大田原市に「たいらや中田原店」の2店舗を出店いたしました。また2023年5月に栃木県下都賀郡野木町の「エコス野木店」を移転し、「TAIRAYA野木店」として営業を再開したほか、グループ全体で8店舗の改装を実施し、既存店舗の活性化に努めました。また、不採算店舗1店舗を戦略的に閉鎖した結果、当連結会計年度末の当社エコスグループの店舗数は130店舗となりました。

店舗運営面におきましては、地域ごとの品揃えや冷凍食品コーナーを拡充するなど、お客様のニーズに合わせた売場づくりを心掛けました。またSNS等で話題となる商品を展開し、お客様に楽しんでいただく売場づくりに注力するとともに、お客様の節約志向、低価格志向に鑑み、いつ来てもお買い得、エブリデイ・ロープライスに取り組んでまいりました。また、作業効率改善のために自動発注システムの利用拡大や陳列什器の見直し、POSレジの更新等による生産性の向上を図ってまいりました。

商品面におきましては、鮮度と美味しさにこだわり、品質と価格の両面において競争力の高い生鮮食料品の提供を心掛けました。また、お客様のニーズの高まりに応えた商品として、骨取り魚、味付け肉等の簡便商品、手づくりスイーツ、ピザ等のバラエティに富んだ商品の品揃えを強化し、売場の活性化に努めました。さらに、当社エコスグループのプライベートブランド「ナチュラルブ」に代表される環境や健康に配慮した商品開発等に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社エコスグループの営業収益は、1,300億39百万円（前期比5.9%増）となりました。また、営業総利益につきましては、372億1百万円（前期比5.8%増）となりました。

利益面につきましては、営業利益57億14百万円（前期比30.6%増）、経常利益59億28百万円（前期比31.1%増）となりました。これは主に、営業総利益が前連結会計年度に比べ20億43百万円増加したことによるものです。なお、販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ7億4百万円の増加となりました。

最終利益につきましては、特別利益として投資有価証券売却益等42百万円が発生し、また特別損失として減損損失等7億11百万円が発生したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は35億78百万円（前期比122.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は35億61百万円であり、主な内訳は以下のとおりであります。

内 容	金 額
店舗の新設（2店舗）及び既存店舗の改装（8店舗）等	3,057百万円

(3) 対処すべき課題

当社エコスグループは、地域密着の食品スーパーマーケットチェーンとして、毎日のお買い物をお楽しみいただきながら、環境と健康にやさしい暮らしを提供すべく以下の重点施策を推進してまいります。

① 商品力の強化

お客様からの更なるご支持を獲得すべく、鮮度管理・商品管理のより一層の改善に取り組んでまいります。併せて、当社エコスグループが自信をもってお勧めするオリジナル商品の開発・開拓にも力を入れ、魅力ある商品の展開を行ってまいります。また、季節毎の催事に連動した売場づくりや旬な商品を展開し、店舗の集客力の向上に取り組んでまいります。

② サービス力の向上

気持ちの良い笑顔の接客、清潔感のある身だしなみの徹底に加えて、お買い物しやすい店内環境や売場づくりを強化し、ご来店いただいたお客様からの信頼を高められるよう、サービス力の向上に努めてまいります。

③ ヤングファミリー層の獲得

ヤングファミリー層のニーズに応えられる品揃えや売場づくり、話題性を重視したSNSやWEBによる効果的な情報発信など、これまで以上に幅広い層のお客様にとって利便性の高い店舗運営に努めてまいります。

④ サステナビリティへの取り組み

(環境)

食品や資源物、エネルギーを無駄なく利用するために、食品ロスの削減、食品リサイクル・ループの推進、店舗における省エネ対応設備の拡充など、環境負荷の低減に取り組んでまいります。

(社会)

従業員の多様性や個性を尊重し、日々の業務におけるプロセスを重視することにより、あらゆる人材が活躍できる組織風土の形成を目指します。また、地域イベントや教育機会提供の場へ積極的に参加し、地域社会との共生を目指してまいります。

(ガバナンス)

内部統制推進委員会など各種委員会にて施策を審議し、社内チェック体制の強化に努めてまいります。また、社内研修をより充実させ、衛生管理やハラスメント等、法令順守に対する更なる意識向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容(2024年2月29日現在)

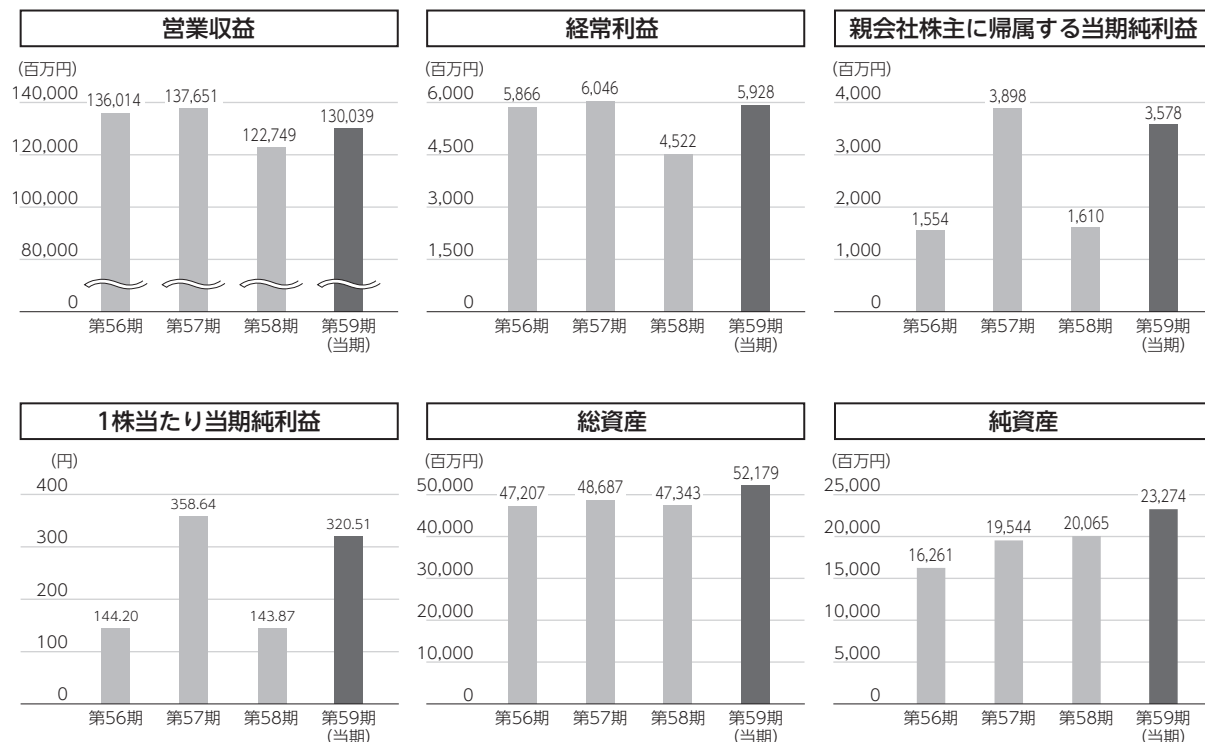
食品スーパーマーケット事業

(5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第56期	第57期	第58期	第59期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)		136,014	137,651	122,749	130,039
経 常 利 益 (百万円)		5,866	6,046	4,522	5,928
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		1,554	3,898	1,610	3,578
1株当たり当期純利益 (円)		144.20	358.64	143.87	320.51
総 資 産 (百万円)		47,207	48,687	47,343	52,179
純 資 産 (百万円)		16,261	19,544	20,065	23,274

(注) 1. 当社の計算書類は、日本基準に基づいて作成しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号2020年3月31日)等を第58期より適用しております。



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社たいらや	100百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社与野フードセンター	50百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社マスタ	95百万円	100.0%	食品スーパーマーケット事業
株式会社TSロジテック	95百万円	100.0%	物流事業、資源リサイクル事業

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な営業所及び工場(2024年2月29日現在)

会社名	区分	主な事業所名・所在地等	
当 社	本 部	東京都昭島市中神町1160番地1	
	工 場	グループ食品工場（埼玉県川越市）	
	営業店舗		
	東京都（17店舗）	中神店、小平店、奈良橋店、拝島店 ほか	
	埼玉県（18店舗）	高萩店、上広谷店、志木店、武蔵藤沢店 ほか	
	神奈川県（2店舗）	城山店、八景島店	
	千葉県（5店舗）	佐倉店、宝珠花店、市川島尻店、みのり台店、川間店	
	茨城県（25店舗）	大子店、明野店、岡芹店、城里店、つくば大穂店 ほか	
	栃木県（5店舗）	野木店、上三川店、小金井店、真岡荒町店、二宮店	
福島県（3店舗）	棚倉店、白河東店、塙店		
子 会 社	株式会社たいらや	本 部 栃木県宇都宮市平出工業団地9番23	
		営業店舗	
		栃木県（29店舗）	中田原店、高根沢店、芳賀店、今泉新町店 ほか
	株式会社与野フードセンター	本 部 埼玉県さいたま市中央区下落合1027番地	
		営業店舗	
		埼玉県（13店舗）	吉野町店、朝霞三原店、新座店、戸塚安行駅店 ほか
	株式会社マスタ	本 部 茨城県取手市東6丁目10番地8	
		営業店舗	
		茨城県（11店舗）	淵頭店、松代店、三和店、荃崎店、並木店 ほか
		千葉県（2店舗）	湖北店、馬橋店
	株式会社TSロジテック	本 部 東京都昭島市中神町1160番地1	
		物流センター	所沢物流センター（埼玉県所沢市） 茨城物流センター（茨城県桜川市） 宇都宮物流センター（栃木県宇都宮市） ほか
	リサイクルセンター	狭山リサイクルセンター（埼玉県狭山市） ほか	

(8) 従業員の状況(2024年2月29日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,485 (3,727) 名	3名減 (81名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー及び契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況(2024年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,820百万円
株式会社りそな銀行	2,463百万円
株式会社三井住友銀行	1,970百万円
株式会社みずほ銀行	1,822百万円

(注) 2024年2月29日現在の借入残高が、1,000百万円以上の金融機関を記載しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社エコスグループが積極的に取り組んでまいりました環境活動につきましては、食品リサイクルの分野において、改正食品リサイクル法の業種別目標であるリサイクル率60.0%を当事業年度も大きく上回る見通しであります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,648,917株 (自己株式447,880株を含む)
 (3) 株主数 19,433名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社琢磨	2,007千株	17.92%
平 邦 雄	1,561千株	13.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	661千株	5.91%
平 富 郎	406千株	3.63%
エコス従業員持株会	297千株	2.66%
株式会社ママガ	295千株	2.64%
平 典 子	268千株	2.39%
株式会社りそな銀行	133千株	1.19%
株式会社日本カストディ銀行	132千株	1.18%
有限会社ナカジマ	94千株	0.85%

(注) 当社は自己株式447,880株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対して、譲渡制限付株式報酬として普通株式18,000株を付与しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当
代表取締役社長執行役員	平 邦 雄	—
取締役副社長執行役員	平 典 子	—
取 締 役	藤 田 昇 三	—
取 締 役	野 原 信 広	—
常 勤 監 査 役	酒 井 紘 一	—
監 査 役	鈴 木 茂 生	—
監 査 役	雨 宮 真 歩	—

- (注) 1. 取締役藤田昇三氏及び野原信広氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。取締役藤田昇三氏及び野原信広氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。また、監査役鈴木茂生氏及び雨宮真歩氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2023年5月25日第58回定時株主総会の終結の時をもって、平富郎氏が取締役会長執行役員を退任しております。

取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。

役名	氏名	担当及び地位
専務執行役員	宮崎和美	営業本部長
常務執行役員	飯島朋幸	財務経理部長兼開発部管掌兼業務部管掌
執行役員	上野潔	生鮮食品部長
執行役員	芳野幸夫	グロサリー部長
執行役員	瀧田勇介	人事部管掌兼総務部管掌

(2) 取締役及び監査役の兼職の状況の明細
(取締役)

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
平 邦 雄	株式会社たいらや 株式会社与野フードセンター 株式会社マスタ 株式会社平成	代表取締役会長 代表取締役会長 代表取締役
平 典 子	株式会社たいらや 株式会社平成	代表取締役社長 取締役
藤 田 昇 三	文化シャッター株式会社 三機工業株式会社	社外取締役・監査等委員 社外監査役
野 原 信 広	株式会社タチバナ・インダストリーズ 株式会社タンデム・デザイン	代表取締役 代表取締役

(監査役)

氏名	兼職する会社、法人等	兼職の内容
酒 井 紘 一	株式会社たいらや 株式会社与野フードセンター	非常勤監査役
鈴 木 茂 生	全国弁護士協同組合連合会 医療法人社団やしの木会 一般社団法人ふくしま科学技術推進機構	専務理事 監事
雨 宮 真 歩	公益財団法人マリオン財団 中日国際輸渡有限公司 株式会社プリプラにじゅういち 公益財団法人平木浮世絵財団 公益財団法人菊池美術財団 日中国際フェリー株式会社	理事(監査役) 監査役 監事 監事 監事

(3) 取締役、執行役員、監査役の報酬に関する基本方針

本基本方針については、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

① 基本方針

当社の取締役、執行役員、監査役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本とし具体的には、以下のとおりとする。

- (ア) 企業理念を實踐する優秀な人材を取締役、執行役員、監査役として登用できる報酬とする。
- (イ) 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- (ウ) 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

② 報酬構成

- (ア) 取締役（社外取締役を除く。）、執行役員の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成する。
- (イ) 基本報酬に対する業績連動報酬の報酬構成比率は、役割に応じて決定する。
- (ウ) 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみで構成する。
- (エ) 監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役の協議により決定する。

③ 基本報酬

月例の固定報酬とし、役位、職務の内容に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

④ 業績連動報酬

短期業績連動報酬（賞与）は、単年度の業績や目標達成度に連動する賞与を事業年度終了後に一括支給する。

⑤ 譲渡制限付株式報酬

当社の取締役、執行役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内とする。

具体的な支給時期及び配分については、役位、職務の内容に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会において決定する。

⑥ 報酬ガバナンス

- (ア) 報酬構成比率、及び基本報酬の水準、並びに業績連動報酬の業績指標及び評価方法は、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。
- (イ) 各取締役、執行役員の報酬の額は、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

取締役、執行役員の個人別の報酬等については、指名・報酬委員会の審議、答申を踏まえ取締役会において総合的に議論、検討を行っており、当該方針に沿うものと判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	157	75	47	35	3
監査役 (社外監査役を除く)	7	6	1	—	1
社外取締役	12	12	—	—	2
社外監査役	6	6	—	—	2
合計	183	100	48	35	8

- (注) 1. 取締役の報酬につきましては、2007年5月24日の第42回定時株主総会において取締役の員数15名に対して年額350百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2022年5月26日開催の第57回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額45百万円以内、株式の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、2名です。監査役の報酬につきましては、1992年5月29日の第27回定時株主総会において監査役の員数3名に対して年額35百万円以内と決議されております。
2. 上記支給額には、当事業年度にかかる役員賞与引当金繰入額48百万円を含んでおります。
3. 業績連動報酬は短期の業績に連動する報酬（賞与）であり、業績連動報酬以外の報酬は基本的な固定報酬が該当いたします。その支給割合は概ね、業績連動報酬30%、業績連動報酬以外の報酬70%を目安としております。当社は売上高経常利益率を自社の収益力を的確に示す指標として捉え、その中期的な目標を4.0%に設定しておりますが、当事業年度における売上高経常利益率の実績は4.7%であり、短期の業績連動報酬（賞与）にかかる指標を達成しております。
4. 取締役の内1名は、2023年5月25日の第58回定時株主総会で退任しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	藤田昇三	当事業年度開催の取締役会には、11回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また、法律家としての豊富な経験と幅広い見識を基に、議案の審議につき助言、提案を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役、執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	野原信広	当事業年度開催の取締役会には、11回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に、議案の審議につき助言、提案を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役、執行役員の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	鈴木茂生	当事業年度開催の取締役会には、11回中10回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、10回中9回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	雨宮真歩	当事業年度開催の取締役会には、11回中10回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、10回中全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 他の法人等との兼職状況は、(2)取締役及び監査役の兼職の状況の明細に記載のとおりであります。なお、社外取締役及び社外監査役が兼職している各社と当社との間には特別な関係はございません。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名及び社外監査役2名それぞれと当社の間で、当該取締役及び当該監査役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項に規定する「最低責任限度額」を限度とする責任限定契約を締結しております。

③ 報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
社外役員報酬等の額	4名	19百万円

(6) 会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の社外役員を含む取締役、執行役員、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称
アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度にかかる報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬について同意しております。
3. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務に関する調査業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的とするものとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

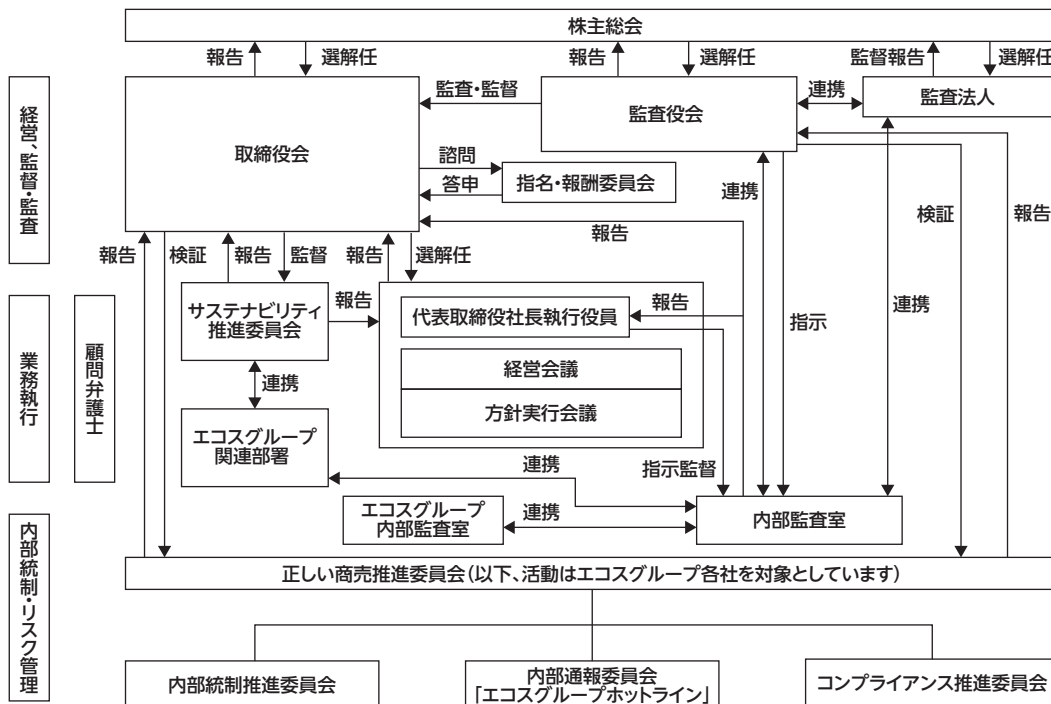
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

なお、内部統制の運用状況については下記方針に基づき、これを実現するために代表取締役社長執行役員を委員長とする「正しい商売推進委員会」を設置し、その傘下の「内部統制推進委員会」、「内部通報委員会」、「コンプライアンス推進委員会」の活動について定期的に取締役会に報告を行っています。

- ① 当社エコスグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 当社の社は「正しい商売」・社訓に加え、広く法令及び定款の順守を当社エコスグループの取締役及び使用人の行動規範とし、コンプライアンス体制の構築と整備を徹底する。
 - (イ) その徹底のため、総務部はコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、取締役及び使用人に対し教育等を実施する。
 - (ウ) 監査役及び内部監査室は連携してコンプライアンス体制を監査し、定期的に取締役会に報告する。
 - (エ) 法令及び定款上疑義のある行為等について、従業員及びお取引先様等が直接情報提供を行う手段として内部通報制度規程を設け、「エコスグループホットライン」を設置し運営する。
 - (オ) 反社会的勢力との関係を常に遮断し、不当な要求に応じぬよう取締役及び使用人は毅然とした姿勢でことに当り、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわぬよう行動する。
- ② 当社エコスグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (ア) 文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。
 - (イ) 取締役及び監査役は文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (ウ) 文書管理規程は、必要に応じ見直し改善を図る。
- ③ 当社エコスグループにおける損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 想定される各種リスクについて各担当部門が関連規程に基づき、ガイドライン及び手引書等を制定して必要に応じ研修等を実施し、リスク管理体制を確立する。組織横断的なリスクの全社的対応は総務部が行う。
 - (イ) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、定期的に取締役会に報告する。
 - (ウ) 当社エコスグループの取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の改善に努める。
 - (エ) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応する。
- ④ 当社エコスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 当社エコスグループの取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的目標として毎期初に部門ごとの売上高、利益、費用に関する数値目標を設定し、管理会計手法により月次目標の達成度及び結果を見直すことにより、業務の効率性を確保するシステムを採用する。
 - (イ) 当社は子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定、その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。
- ⑤ 当社エコスグループにおける企業集団の業務の適正を確保するための体制
 - (ア) 当社エコスグループは、企業集団の業務の適正性を確保するため、担当執行役員による部門別グループ担当者会議を開催し、当社は、子会社の執行状況を確認する体制をとる。
 - (イ) 連結子会社の社長は、当社の月次開催の経営会議及び取締役会に出席し、自社の営業実績、営業施策の状況並びに財務状況を報告する。
 - (ウ) 当社経営企画部を中心に企業集団の横断的結束を強め、経営戦略の共有と具体的展開を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (ア) 監査役は、内部監査室所属の使用人及び監査役が指名した使用人に、監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。
- (イ) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、それにより当該使用人が不利益を被ることはないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制
- (ア) 取締役及び使用人は、監査役（監査役会）に対して、法定の事項に加え、当社エコスグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく「エコスグループホットライン」による通報状況とその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- (イ) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会の協議により決定する。
- ⑧ その他監査役の実効性を確保するための体制
- (ア) 監査役の半数は独立社外監査役とし、対外透明性を確保する。
- (イ) 監査の実効性を担保するため、監査役会と代表取締役社長執行役員との間の定期的な意見交換会を設定する。
- (ウ) 監査役会は、内部監査室、会計監査人と緊密な連携を図り、監査の実効性を確保する。
- (エ) 監査役が職務執行について生じる費用の支払いを求めた場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する体制図



(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付け、安定配当の継続を基本としつつ、業績並びに今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。当期の配当金につきましては、前期の普通配当55円に代えて1株につき60円の普通配当とさせていただきたいと存じます。

なお、上記剰余金配当について「剰余金の配当に関するお知らせ」として本年4月15日に発表済みですが、最終決定は、株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会において決定することとしております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示未満の数値を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2024年2月29日現在	(ご参考) 前連結会計年度 2023年2月28日現在	科 目	当連結会計年度 2024年2月29日現在	(ご参考) 前連結会計年度 2023年2月28日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	22,149	18,330	流動負債	20,417	17,688
現金及び預金	12,690	9,041	買掛金	8,130	7,489
売掛金	1,540	1,259	一年内返済予定の長期借入金	5,148	4,792
商品及び製品	3,808	3,915	一年内償還予定の社債	—	150
原材料及び貯蔵品	38	33	未払法人税等	1,022	370
未収入金	3,444	3,413	賞与引当金	621	628
その他	660	691	役員賞与引当金	118	128
貸倒引当金	△34	△25	契約負債	1,565	1,486
固定資産	30,030	29,013	その他	3,810	2,641
有形固定資産	21,039	19,148	固定負債	8,488	9,590
建物及び構築物	9,890	8,807	長期借入金	6,648	6,699
工具、器具及び備品	1,790	1,439	退職給付に係る負債	438	626
土地	9,144	8,447	資産除去債務	251	249
建設仮勘定	195	443	繰延税金負債	226	226
その他	19	9	再評価に係る繰延税金負債	43	43
無形固定資産	853	938	その他	878	1,744
その他	853	938	負債合計	28,905	27,278
投資その他の資産	8,137	8,926	純資産の部		
投資有価証券	425	986	株主資本	24,313	21,267
退職給付に係る資産	86	—	資本金	3,318	3,318
敷金及び保証金	5,437	5,516	資本剰余金	3,591	3,591
繰延税金資産	1,833	2,025	利益剰余金	18,241	15,303
その他	504	554	自己株式	△837	△946
貸倒引当金	△150	△156	その他の包括利益累計額	△1,039	△1,207
資産合計	52,179	47,343	その他有価証券評価差額金	124	74
			土地再評価差額金	△1,318	△1,318
			退職給付に係る調整累計額	154	36
			新株予約権	—	5
			純資産合計	23,274	20,065
			負債及び純資産合計	52,179	47,343

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 2023年3月1日から 2024年2月29日まで	(ご参考) 前連結会計年度 2022年3月1日から 2023年2月28日まで
売上	126,377	119,057
売上高	92,838	87,591
営業総利益	33,539	31,466
営業収入	3,661	3,691
営業総利益	37,201	35,158
販売費及び一般管理費	31,487	30,782
営業利益	5,714	4,375
営業外収益	258	239
受取利息及び受取配当金	30	33
受取利息及び受取配当金	30	33
受取利息及び受取配当金	176	176
受取利息及び受取配当金	51	29
受取利息及び受取配当金	44	92
受取利息及び受取配当金	28	53
受取利息及び受取配当金	13	23
受取利息及び受取配当金	2	15
経常利益	5,928	4,522
特別利益	42	4
固定資産売却益	10	0
投資有価証券売却益	30	-
テナント退店違約金収入	1	4
特別損失	711	2,082
役員退職慰労金	-	384
固定資産除却損	100	164
固定資産売却損	-	31
減損	542	1,303
店舗閉鎖損	30	198
投資有価証券売却損	38	-
投資有価証券評価損	-	0
税金等調整前当期純利益	5,258	2,444
法人税、住民税及び事業税	1,562	1,235
法人税等調整額	117	△401
当期純利益	3,578	1,610
親会社株主に帰属する当期純利益	3,578	1,610

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年3月1日残高	3,318	3,591	15,303	△946	21,267
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△612		△612
親会社株主に帰属する当期純利益			3,578		3,578
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△27		108	80
自己株式処分差損の振替		27	△27		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,938	108	3,046
2024年2月29日残高	3,318	3,591	18,241	△837	24,313

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2023年3月1日残高	74	△1,318	36	△1,207	5	20,065
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△612
親会社株主に帰属する当期純利益						3,578
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						80
自己株式処分差損の振替						—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	50	—	117	167	△5	162
連結会計年度中の変動額合計	50	—	117	167	△5	3,208
2024年2月29日残高	124	△1,318	154	△1,039	—	23,274

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- (ア) 連結子会社の数
- (イ) 連結子会社の名称

4社
株式会社たいらや
株式会社与野フードセンター
株式会社マスタ
株式会社TSロジテック

② 非連結子会社の状況

- (ア) 非連結子会社数
- (イ) 非連結子会社の名称
- (ウ) 連結の範囲から除いた理由

2社
株式会社平成
株式会社令和
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- (ア) 持分法を適用していない非連結子会社の数
- (イ) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

2社
株式会社平成
株式会社令和

- (ウ) 持分法を適用しない理由

非連結子会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性に乏しいためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、全て連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

- (ア) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

・市場価格のない株式等

- (イ) 棚卸資産

・商品

・製品

・製品

・原材料、貯蔵品

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

a 生鮮食品

最終仕入原価法による原価法

b その他の商品

売価還元法による原価法

先入先出法による原価法

最終仕入原価法による原価法

- ② 固定資産の減価償却の方法
 (ア)有形固定資産
 ・ 建物
 (建物附属設備は除く)
 ・ 建物以外
 ・ 主な耐用年数
 (イ)無形固定資産
- ③ 引当金の計上基準
 (ア)貸倒引当金
 (イ)賞与引当金
 (ウ)役員賞与引当金
- ④ ヘッジ会計の方法
 (ア)ヘッジ会計の方法
 (イ)ヘッジ手段とヘッジ対象
 (ウ)ヘッジ方針
 (エ)ヘッジの有効性評価の方法
- 定率法
 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法
 定率法
 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法
 建物及び構築物 8年～34年
 工具・器具及び備品 3年～20年
 その他 6年
 定額法
 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 当社及び連結子会社の従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 当社及び連結子会社は、役員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。
- 金利スワップについては、ヘッジ会計の特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。
 ヘッジ手段 金利スワップ取引
 ヘッジ対象 借入金
 将来の金利の変動によるリスク回避を目的に行っており、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
 ヘッジの特例処理によっている金利スワップであるため、有効性の評価を省略しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

(ア) 商品の販売に係る収益認識

当社エコスグループの顧客との契約から生じる収益は、食料品及び日用雑貨品等を主力としたスーパーマーケット事業を中核とした小売業での商品の販売によるものであり、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社エコスグループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(イ) ポイント制度に係る収益認識

当社エコスグループは、スーパーマーケット事業においてポイントカードにより顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込みを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益として認識しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

(ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準に適用しております。

(イ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(ウ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 542百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 減損損失の金額の算出方法

当社エコスグループは、食品スーパーマーケット事業を営んでおり、固定資産の減損会計適用に際しては、会社の実態を反映したグルーピング・減損の兆候の判定・減損損失の認識の要否の判定・減損損失の測定を行い、その過程で合理的で説明可能な仮定及び見積りを行っております。

固定資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としております。

減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合、環境の変化に伴い店舗の収益構造の悪化が著しい場合、及び店舗固定資産の市場価格が著しく下落した場合、並びに店舗閉鎖の意思決定が行われた場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が把握された店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識すべきと判定しております。

減損損失を認識すべきと判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しており、不動産の正味売却価額については不動産鑑定評価基準、又はそれに準ずる方法等により評価しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの基礎となる店舗ごとの事業計画の策定における主要な仮定は、客数、客単価及び成長率であり、店舗の周辺環境及び近似する店舗の過去の推移等を考慮して見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記仮定を含む見積りは、将来の不確実な市場動向等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌連結会計年度以降の収益予測、及び費用予測の仮定が大きく異なった場合には、翌連結会計年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

建物及び構築物	217百万円
土地	857百万円
計	1,075百万円

上記の物件は、以下の内容の担保に供しております。

短期借入金	－百万円
長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	7,315百万円
流動負債「その他」（商品券他）	650百万円
計	7,965百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

24,103百万円

(3) 土地再評価差額金

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2002年2月28日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△349百万円

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	15,350百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	15,350百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社エコスグループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	減損損失（百万円）
店舗	東京都（1店舗）	384
	千葉県（1店舗）	0
	埼玉県（5店舗）	55
	茨城県（3店舗）	20
	栃木県（8店舗）	81
上記における資産の種類は、建物及び構築物、工具、器具及び備品であります。		

当社エコスグループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位をグルーピングの最小単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額542百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物446百万円、工具、器具及び備品95百万円であります。

当資産グループの回収可能価額は土地については、正味売却価額（不動産鑑定評価額、路線価及び路線価のない土地は固定資産税評価額を基準に算定した金額）により測定しており、土地以外の資産については、売却が困難であるため、正味売却価額をゼロとしております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	11,648,917株	－株	－株	11,648,917株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	505,715株	265株	58,100株	447,880株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加265株は、単元未満株式の買取265株の増加であり、減少58,100株は、新株予約権の権利行使による振替による減少36,000株、譲渡制限付株式割当による減少22,100株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年5月25日開催の第58回定時株主総会決議による配当に関する事項

(ア) 配当金の総額	612百万円
(イ) 1株当たり配当金額	55円
(ウ) 基準日	2023年2月28日
(エ) 効力発生日	2023年5月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

2024年5月22日開催の第59回定時株主総会決議による配当に関する事項

(ア) 配当金の総額	672百万円
(イ) 配当の原資	利益剰余金
(ウ) 1株当たり配当金額	60円
(エ) 基準日	2024年2月29日
(オ) 効力発生日	2024年5月23日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社エコスグループは、一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用することを原則としておりますが、取締役会の決議に基づく一定の枠の範囲内での有価証券投資を行っております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達し、店舗等の設備投資に必要な資金は銀行借入、社債発行及び割賦契約により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金の主なものは、仕入割戻金で、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、店舗不動産の賃借に伴い差し入れたもので、取引先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入れに係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社は、営業債権について、財務経理部財務担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用度の高い国内金融機関とのみ取引を行っております。

(イ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び連結子会社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引においては、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき、決裁担当者が承認し、これに従い財務経理部財務担当が取引を行い、財務経理部経理担当において記帳及び取引先と残高照合等を行っております。取引の状況は、定期的に取締役会に報告しております。連結子会社においても、当社のデリバティブ管理規程に準じて、管理を行っております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び連結子会社は、各部署からの報告に基づき財務経理部財務担当が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（*2）をご参照ください。

当連結会計年度(2024年2月29日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	342	342	—
(2) 敷金及び保証金	5,437		
貸倒引当金(*3)	△113		
	5,324	5,152	△172
資産計	5,667	5,495	△172
長期借入金（1年内返済予定額 を含む）	11,797	11,792	△4
負債計	11,797	11,792	△4

(*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額 (単位：百万円)

区分	当連結会計年度
其他有価証券	
非上場株式	21
子会社株式	
非上場株式	61

(*3) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度(2024年2月29日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	12,690	—	—	—
売掛金	1,540	—	—	—
未収入金	3,444	—	—	—
敷金及び保証金	272	821	506	3,838
合計	17,947	821	506	3,838

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度(2024年2月29日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	5,148	3,763	1,900	854	130	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年2月29日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	273	69	—	342
投資信託	—	—	—	—
敷金及び保証金	—	2,003	—	2,003
資産計	273	2,072	—	2,346

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年2月29日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	3,149	—	3,149
資産計	—	3,149	—	3,149
長期借入金	—	11,792	—	11,792
負債計	—	11,792	—	11,792

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 投資有価証券

株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。店頭売買株式は、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

2. 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還金の合計額を残存期間に対する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

3. 長期借入金

長期借入金については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び連結子会社では、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県及び栃木県において賃貸用の店舗及び土地を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,642	1,644

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（2023年3月1日から2024年2月29日まで）

（単位：百万円）

商品部門		スーパーマーケット事業			
		商品の販売 (売上高)	配送代行収入等 (売上高)	営業収入 (*1)	合計
生鮮部門	青果	17,483	－	－	17,483
	鮮魚	11,814	－	－	11,814
	精肉	14,665	－	－	14,665
	惣菜	17,040	－	－	17,040
グロサリー部門	デイリー	31,285	－	－	31,285
	一般食品	24,562	－	－	24,562
	酒類	6,698	－	－	6,698
	雑貨	1,946	－	－	1,946
	その他	365	－	－	365
その他		－	515	2,099	2,614
顧客との契約から生じる収益		125,862	515	2,099	128,477
その他の収益		－	－	1,562	1,562
合計		125,862	515	3,661	130,039

(*1) 営業収入の「その他」は卸売に係る収益や消化仕入に係る収益等であり、営業収入の「その他の収益」は不動産の賃貸に伴う収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社エコスグループは、主に食料品及び日用雑貨品等の販売を主力としたスーパーマーケット事業を行っております。

① 商品の販売

商品の販売は、各店舗における顧客への商品の販売であり、当該販売時に履行義務が充足されると判断していることから、顧客への販売時点で収益を認識しております。商品の対価は、引き渡した時から概ね1ヶ月以内に受領しております。

② 配送代行収入等

配送代行収入等は、主に仕入先に代わり店舗へ商品供給を行うことによる収入等からなり、これらの収益は利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。この対価は、取引先との契約に基づき概ね1ヶ月以内に受領しております。

③ 営業収入

営業収入は、主に卸売に係る収益や消化仕入に係る収益等であります。卸売に係る収益は、商品供給契約に基づき顧客の販売する商品を継続的に売り渡すサービスの提供であり、消化仕入に係る収益は、消化仕入契約に基づき顧客に店舗スペースの一部を提供し商品を陳列・販売することを許諾するサービスの提供であります。これらは利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。これらの対価は、取引先との契約に基づき概ね1ヶ月以内に受領しております。

なお、これら収益のうち、当社エコスグループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から、仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	1,486
契約負債（期末残高）	1,565

契約負債は、主に電子マネー及び顧客との販売時に付与するポイントに関するものであり、顧客が電子マネー、ポイントを利用した際に収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年以内であるものについては、実務上の便法を使用し、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,077円85銭
(2) 1株当たり当期純利益	320円51銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 2024年2月29日現在	(ご参考) 前事業年度 2023年2月28日現在	科 目	当事業年度 2024年2月29日現在	(ご参考) 前事業年度 2023年2月28日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	18,804	18,996	流動負債	15,166	13,025
現金及び預金	10,568	6,785	買掛金	4,562	4,373
売掛金	937	784	一年内返済予定の長期借入金	5,104	4,526
商品及び製品	2,388	2,586	一年内償還予定の社債	—	150
原材料及び貯蔵品	34	29	未払金	2,177	1,575
前払費用	311	327	未払費用	326	301
関係会社短期貸付金	—	3,734	未払法人税等	619	179
未収入金	3,479	3,425	未払消費税等	351	—
その他	1,118	1,348	賞与引当金	333	315
貸倒引当金	△34	△25	役員賞与引当金	85	90
固定資産	24,617	20,877	契約負債	1,490	1,407
有形固定資産	13,045	12,434	その他	115	106
建物	6,323	5,709	固定負債	7,441	8,129
構築物	816	668	長期借入金	6,632	6,639
車輛運搬具	2	5	退職給付引当金	137	117
工具、器具及び備品	1,028	904	資産除去債務	124	123
土地	4,873	4,702	再評価に係る繰延税金負債	43	43
建設仮勘定	—	443	その他	502	1,206
無形固定資産	513	578	負債合計	22,608	21,155
ソフトウェア	493	559	純資産の部		
電話加入権	16	16	株主資本	22,029	19,977
その他	2	2	資本金	3,318	3,318
投資その他の資産	11,058	7,864	資本剰余金	3,591	3,591
投資有価証券	308	865	資本準備金	3,591	3,591
関係会社株式	1,263	1,263	利益剰余金	15,957	14,013
出資金	1	1	その他利益剰余金	15,957	14,013
従業員に対する長期貸付金	2	1	繰越利益剰余金	15,957	14,013
関係会社長期貸付金	4,782	792	自己株式	△837	△946
長期前払費用	296	329	評価・換算差額等	△1,215	△1,264
敷金及び保証金	3,157	3,315	その他有価証券評価差額金	103	54
前払年金費用	86	—	土地再評価差額金	△1,318	△1,318
繰延税金資産	1,233	1,373	新株予約権	—	5
その他	39	40	純資産合計	20,813	18,717
貸倒引当金	△113	△120	負債及び純資産合計	43,421	39,873
資産合計	43,421	39,873			

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当事業年度 2023年3月1日から 2024年2月29日まで	(ご参考) 前事業年度 2022年3月1日から 2023年2月28日まで
売上高	70,202	65,474
売上原価	50,876	47,289
営業利益	19,326	18,184
営業収入	2,282	2,283
営業総利益	21,608	20,468
販売費及び一般管理費	18,654	18,164
営業利益	2,954	2,303
営業外収益	1,268	1,221
受取利息及び受取配当金	620	622
受取経営指導料	577	550
その他	70	48
営業外費用	41	83
支払利息	26	46
コミットメントファイ	13	23
その他	2	12
経常利益	4,181	3,441
特別利益	36	3
固定資産売却益	10	-
投資有価証券売却益	25	-
テナント退店違約金収入	0	3
特別損失	567	1,105
固定資産売却損	-	31
固定資産除却損	65	126
減価償却費	463	563
役員退職慰労金	-	384
投資有価証券売却損	38	-
税引前当期純利益	3,649	2,340
法人税、住民税及び事業税	947	801
法人税等調整額	118	△170
当期純利益	2,584	1,709

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書（2023年3月1日から2024年2月29日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							株 主 資 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
2023年3月1日残高	3,318	3,591	－	3,591	14,013	14,013	△946	19,977
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△612	△612		△612
当期純利益					2,584	2,584		2,584
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			△27	△27			108	80
自己株式処分差損の振替			27	27	△27	△27		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	1,943	1,943	108	2,052
2024年2月29日残高	3,318	3,591	－	3,591	15,957	15,957	△837	22,029

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
2023年3月1日残高	54	△1,318	△1,264	5	18,717
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△612
当期純利益					2,584
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					80
自己株式処分差損の振替					－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	48	－	48	△5	43
事業年度中の変動額合計	48	－	48	△5	2,095
2024年2月29日残高	103	△1,318	△1,215	－	20,813

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
(ア) 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
(イ) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ③ 棚卸資産 棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- (ア) 商 品
a 生鮮食品 最終仕入原価法による原価法
b その他の商品 売価還元法による原価法
- (イ) 製 品 先入先出法による原価法
(ウ) 原 材 料、貯 蔵 品 最終仕入原価法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
- (ア) 建 物 定率法
(建物附属設備は除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法
- (イ) 建 物 以 外 定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法
- (ウ) 主 な 耐 用 年 数
- | | |
|-----------------|---------|
| 建 物 | 8年～34年 |
| 構 築 物 | 10年～30年 |
| 車 輛 運 搬 具 | 6年 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 3年～20年 |
- ② 無形固定資産 定額法
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞 与 引 当 金 当社の従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役 員 賞 与 引 当 金 当社は、役員への賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しております。
- [退職給付見込額の期間帰属方法]
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- [数理計算上の差異の費用処理方法]
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理しております。
- (4) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
- 金利スワップについては、ヘッジ会計の特例処理の条件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段 金利スワップ取引
ヘッジ対象 借入金
- ③ ヘッジ方針
- 将来の金利の変動によるリスク回避を目的に行っており、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
- ヘッジ会計の特例処理によっている金利スワップであるため、有効性の評価を省略しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 商品の販売に係る収益認識
- 当社の顧客との契約から生じる収益は、食料品及び日用雑貨品等を主力としたスーパーマーケット事業を中核とした小売業での商品の販売によるものであり、このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
- なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
- ② ポイント制度に係る収益認識
- 当社は、スーパーマーケット事業においてポイントカードにより顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込みを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
- 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 463百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 減損損失の金額の算出方法

当社は、固定資産の減損会計適用に際しては、会社の実態を反映したグルーピング・減損の兆候の判定・減損損失の認識の要否の判定・減損損失の測定を行い、その過程で合理的で説明可能な仮定及び見積りを行っております。

固定資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としております。

減損の兆候の判定は、各店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合、環境の変化に伴い店舗の収益構造の悪化が著しい場合及び店舗固定資産の市場価格が著しく下落した場合並びに店舗閉鎖の意思決定が行われた場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候が把握された店舗のうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識すべきと判定しております。

減損損失を認識すべきと判定された店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定しており、不動産の正味売却価額については不動産鑑定評価基準又はそれに準ずる方法等により評価しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの基礎となる店舗ごとの事業計画の策定における主要な仮定は、客数、客単価及び成長率であり、店舗の周辺環境及び近似する店舗の過去の推移等を考慮して見積もっております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記仮定を含む見積りは、将来の不確実な市場動向等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌事業年度以降の収益予測及び費用予測の仮定が大きく異なった場合には、翌事業年度の減損損失に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建	物	217百万円
土	地	857百万円
計		1,075百万円

上記の物件は、以下の内容の担保に供しております。

短期借入金	－百万円
長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	7,315百万円
流動負債「その他」（商品券他）	650百万円
計	7,965百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,376百万円

(3) 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権・債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	1,835百万円
長期金銭債権	115百万円
短期金銭債務	1,110百万円
長期金銭債務	83百万円

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	12,500百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	12,500百万円

(5) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証	40百万円
------------------------	-------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
収入分	1,014百万円
支出分	291百万円
② 営業取引以外の取引高	
収入分	1,487百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	減損損失（百万円）
店舗	東京都（1店舗）	384
	千葉県（1店舗）	0
	埼玉県（3店舗）	42
	茨城県（2店舗）	18
	栃木県（1店舗）	17
上記における資産の種類は、建物及び構築物、工具、器具及び備品であります。		

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位をグルーピングの最小単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗資産、賃貸資産及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額463百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物377百万円、構築物6百万円、工具、器具及び備品79百万円であります。

当資産グループの回収可能価額は土地については、正味売却価額（不動産鑑定評価額、路線価及び路線価のない土地は固定資産税評価額を基準に算定した金額）により測定しており、土地以外の資産については、売却が困難であるため、正味売却価額をゼロとしております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	505,715株	265株	58,100株	447,880株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加265株は、単元未満株式の買取265株の増加であり、減少58,100株は、新株予約権の権利行使による振替による減少36,000株、譲渡制限付株式割当による減少22,100株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	15百万円
減損損失	848百万円
減価償却費	161百万円
賞与引当金	101百万円
貸倒引当金	45百万円
商品券未使用残高	118百万円
更生・破産等債権貸倒償却	80百万円
未払事業税等	54百万円
その他	146百万円
繰延税金資産小計	1,572百万円
評価性引当額	△285百万円
繰延税金資産合計	1,286百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務	△9百万円
その他有価証券評価差額金	△43百万円
繰延税金負債合計	△52百万円
繰延税金資産の純額	1,233百万円

再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(繰延税金資産)

再評価に係る繰延税金資産	434百万円
評価性引当額	△434百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	－百万円

(繰延税金負債)

再評価に係る繰延税金負債	△43百万円
再評価に係る繰延税金負債合計	△43百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△43百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)琢磨	16	損害保険の代理店業	被所有直接 17.94%	—	保険契約	火災保険等の損害保険料	41	前払費用	—
役員	平 富郎	—	当社取締役会長執行役員	被所有直接 3.63%	—	—	譲渡制限付株式の割当	1(1千株)	—	—
役員	平 邦雄	—	当社代表取締役社長執行役員	被所有直接 13.95%	—	—	譲渡制限付株式の割当	27(15千株)	—	—
役員	平 典子	—	当社取締役副社長執行役員	被所有直接 2.39%	—	—	ストックオプションの権利行使	20(20千株)	—	—
							譲渡制限付株式の割当	5(3千株)		
役員	宮崎和美	—	当社専務執行役員	被所有直接 0.40%	—	—	譲渡制限付株式の割当	1(0.9千株)	—	—
役員	飯島朋幸	—	当社常務執行役員	被所有直接 0.55%	—	—	ストックオプションの権利行使	14(16千株)	—	—
							譲渡制限付株式の割当	1(0.7千株)		
役員	上野 潔	—	当社執行役員	被所有直接 0.05%	—	—	譲渡制限付株式の割当	0(0.5千株)	—	—
役員	芳野幸夫	—	当社執行役員	被所有直接 0.03%	—	—	譲渡制限付株式の割当	0(0.5千株)	—	—
役員	瀧田勇介	—	当社執行役員	被所有直接 0.07%	—	—	譲渡制限付株式の割当	0(0.5千株)	—	—

- (注) 1. (株)琢磨との取引は、いわゆる第三者のためにする取引であります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
損害保険については、一般取引条件と同様に決定しております。
3. (株)琢磨は、当社代表取締役社長執行役員平邦雄氏及びその二親等以内の親族（平光子氏他2名）が議決権の計100.0%を直接所有している会社であります。
4. 2014年5月29日開催の第49回定時株主総会の決議及び2015年5月28日開催の第50回定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
5. 平富郎氏は2023年5月25日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって当社取締役会長執行役員を退任しており、上記は在任期間中の取引を記載しています。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)たいらや	100	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任3人	—	受取経営指導料 資金の貸付 受取配当金 電子マネー入金分 電子マネー利用分	332 — 600 — —	未収入金 長期貸付金 — 未収入金 未払金	— 2,000 — 501 490
子会社	(株)与野フードセンター	50	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任2人	—	仕入代行 資金の貸付 債務保証	10,370 — 40	立替金 長期貸付金 —	247 2,000 —
子会社	(株)マスダ	95	食品スーパーマーケット事業	所有 直接 100.0%	兼任1人	—	仕入代行 資金の貸付	9,864 —	立替金 長期貸付金	200 700
子会社	(株)TSロジテック	95	物流事業、資源リサイクル事業	所有 直接 100.0%	—	—	経費の立替	—	立替金	464

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 業務全般に係る経営指導、仕入代行及び資金の貸付となっております。仕入代行については、要支払額につき支払いを代行しております。
- 受取経営指導料収入については売上高及び営業収入を基礎とし、契約によって決定しております。受取配当金については剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。資金の貸付については無利息としております。
- 債務保証については子会社の金融機関からの借入及び社債に対して当社が保証を行っております。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。
- 経費の立替に関しては外部の取引業者への立替払いであり、親子間の直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表(8.収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,858円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 231円47銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

株式会社エコス
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 植木 一 彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 源 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エコスの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月12日

株式会社エコス
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 植木 一 彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 源 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコスの2023年3月1日から2024年2月29日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月15日

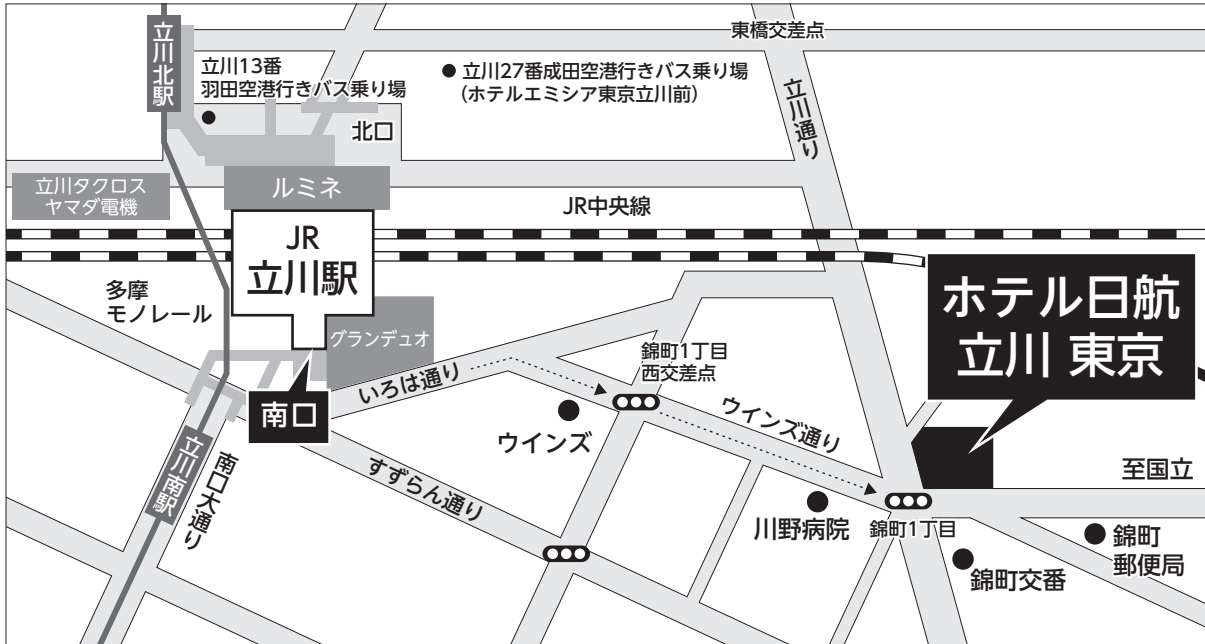
株式会社 エ コ ス 監査役会

常勤監査役	酒	井	紘	一	Ⓔ
社外監査役	鈴	木	茂	生	Ⓔ
社外監査役	雨	宮	真	歩	Ⓔ

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都立川市錦町1丁目12番1号
ホテル日航立川 東京 3階 アトランティック
電 話：042-521-1111 (代表)



交通のご案内：JR立川駅南口から徒歩約7分
多摩モノレール立川南駅から徒歩約8分
駐車場は台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

—お知らせ—
会場が前回と異なっておりますので、お間違えないようご注意ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。